

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

〔 主な実施機関
　　県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 県の活動組織

（1）防災会議

県の地域に係る防災に関し、国及び地方に通ずる総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

（2）災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

知事は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

知事は、県の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

〔 1 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
　　2 県内で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
　　3 香川県に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 〕

② 災害対策本部室の設置場所

本館5階 災害対策本部室

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長（副知事）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成23年香川県規則第56号）において定められた職員が順にその職務を代理する。

【規則において定められた職員の順序】

1	審議監
2	政策部長
3	総務部長
4	危機管理総局長
5	環境森林部長
6	健康福祉部長
7	商工労働部長
8	交流推進部長
9	農政水産部長
10	土木部長

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、審議監、政策部長、総務部長、環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推進部長、農政水産部長、土木部長、危機管理総局長、知事公室長、会計管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 市町に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・ 国、他県及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局には班（総務班、情報班、対策班、広報班、動員班、連絡班）を置く。
- b 事務局各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 事務局長（危機管理総局長）は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- d 事務局次長（危機管理総局次長）は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- e 事務局参事（危機管理総局参事）は、事務局長の命を受けて、各部の連絡調整にあたる。

カ 部

- a 災害応急対策の全序的な推進を図るため、災害対策本部に部（政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、病院部、教育部及び警備部）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の次長の職にある者がその職務を代理する。

キ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び

災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて本部事務局に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

ただし、災害応急対策の拠点となる小豆合同庁舎、大川合同庁舎、坂出合同庁舎、仲多度合同庁舎、三豊合同庁舎、長尾土木事務所、高松土木事務所（東讃土地改良事務所を含む。）、中讃保健福祉事務所における第一報（庁舎の被害状況等）については、庁舎管理者が災害対応の初動段階に本部（情報班）に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、市町、防災関係機関、消防庁、近隣県等にその旨を通知するものとする。

⑤ 国との連携

大規模災害の発生等により、国の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、県災害対策本部は国の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

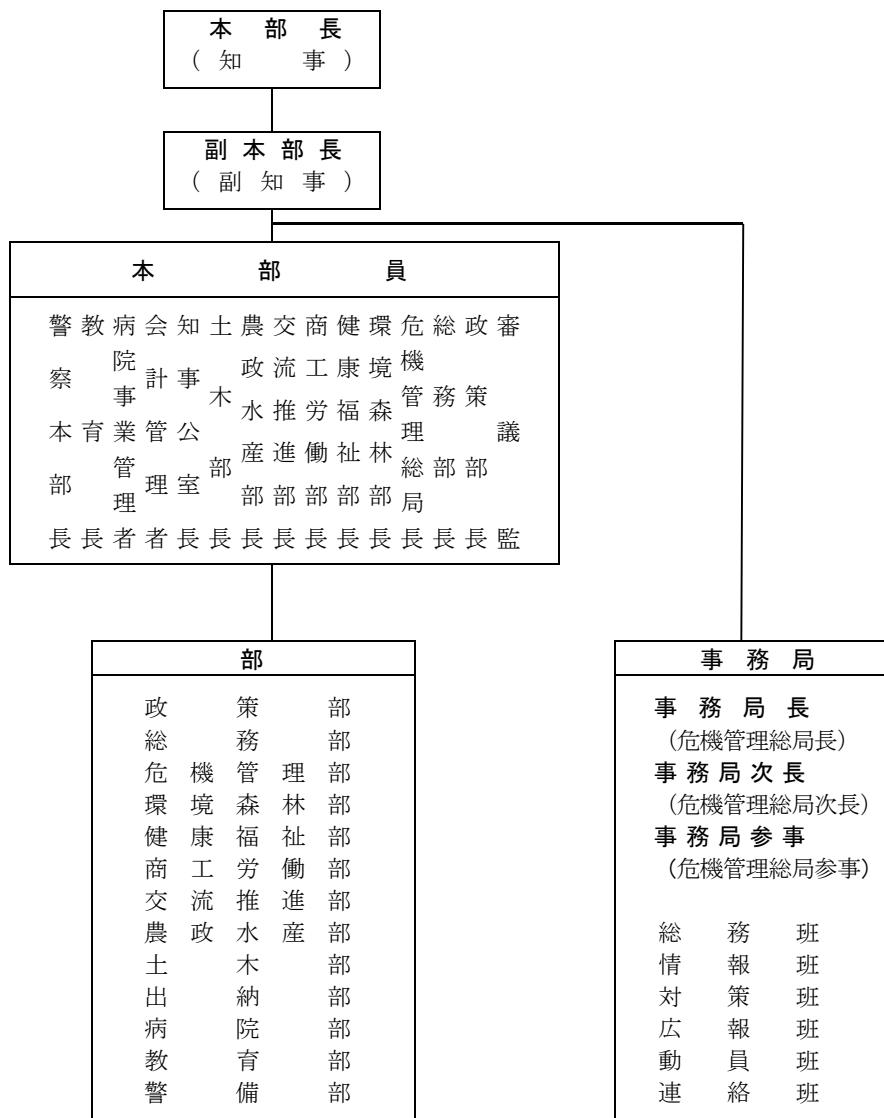
【消防庁連絡先】

	応急対策室、宿直室共（時間問わず）
メール	fdma-sokuhou@mail.soumu.go.jp

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿 直 室（左記以外）	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036

※：本庁の全ての一般特内線電話よりかけられます。

【災害対策本部組織図】



2 県の動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、知事は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震・津波の場合】

区分	配備基準	配 備 所 属
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度4の地震が発生したとき 	① 危機管理課の全職員 ② 政策課、総務学事課、環境政策課、健康福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局、病院局、教育委員会事務局の指定職員 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、森林・林業政策課、薬務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県產品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 小豆総合事務所、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、文書館、消防学校、森林センター、林業事務所(2)、保健福祉事務所(3)、斯道学園、障害福祉相談所、川部みどり園、産業技術センター、発酵食品研究所、高等技術学校（高松校舎・丸亀校舎）、栗林公園観光事務所、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所、県立病院(3)、県立学校等の指定職員
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県に津波注意報が発表されたとき 	上記①②③の者及び次の出先機関の指定職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波に係る応急対策を行う出先機関
第2次配備 〔災害対策本部体制で対応〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	⑤ 危機管理課の全職員 ⑥ 全所属の指定職員 ⑦ 本部長、副本部長、本部員、災害対策本部事務局職員（災害対策本部の設置を前提）
職員の1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県に津波警報が発表されたとき 	上記⑤⑦の者、本庁全所属の指定職員及び次の出先機関の指定職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波に係る応急対策を行う出先機関 ・ 津波による浸水が予測される出先機関 ・ 津波に係る指定避難所に指定されている出先機関
第3次配備 〔災害対策本部体制で対応〕 職員の全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 香川県に大津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全所属の全職員

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により、主管課等を通じて関係所属に伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により県内の震度や津波に関する情報を確認するとともに、災害対策本部から職員の携帯電話に配信される、又は各所属長からの安否確認調査に回答し、配備基準に従い、自主的に登庁するものとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

イ 登庁する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に登庁できない職員は、担当業務に関連性を有する本庁又は出先機関に登庁するものとする。この場合、職員は各自の所属に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

③ 災害対策本部設置時における動員

災害対策本部各部の動員は、動員班から各部主管課を通じて行うものとし、主管課から各課へ、各課から指定職員へ連絡するものとする。また、災害対策本部事務局各班の動員は、動員班から直接各班各課に行うものとし、各課から指定職員へ連絡する。

ただし、一次（広域）物資拠点である、サンメッセ香川への動員など、多数の動員が必要であり、直接各班各課への動員を行ういとまがない場合は、動員班が各部局主管課を通じて行うものとする。

動員を行った場合、各部長、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、動員班を通じて事務局長に報告する。

3 市町の活動体制

(1) 防災会議

市町の地域に係る防災に関し、当該市町の業務を中心に、当該市町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町の附属機関として設置されている。

(2) 災害対策本部

市町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、県や市町から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

[参考資料]

- 1- 2 香川県防災会議条例
- 1- 3 香川県防災会議運営要綱
- 1- 4 香川県防災会議水防部会設置要綱
- 1- 7 香川県災害対策本部条例
- 1- 8 香川県災害対策本部規則
- 1- 9 香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務
- 1-10 香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務
- 6- 7 気象情報自動連絡システム
- 17- 4 香川県防災会議委員・幹事名簿

第2節 広域的応援計画

災害時において、被災市町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

〔 主な実施機関
　　県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 県の応援要請等

（1）市町に対する応援等

① 県は、市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町に対して、他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、被災市町から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、被災市町を応援するよう、他の市町に対して要請する。

② 県は、県内の市町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむ得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置を講じる。

また、県は、県内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等の措置を講じる。

③ 県は、県内に災害が発生した場合、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を市町に代わって実施する。

（2）他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県に対して、応援（職員派遣を含む。）を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

（3）国に対する応援要請等

① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、「応急対策職員派遣制度」などを活用し、他の都道府県等が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。

② 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国に対して、他都道府県、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（4）指定行政機関等に対する応援要請等

① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。

② 県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

③ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（5）民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

2 市町の応援要請等

(1) 他市町に対する応援要請

市町は、市町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

- ① 市町は、市町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ② 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ③ 市町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

市町は、市町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

被災市町は、災害規模及び災害を考慮して、当該市町を管轄する消防本部（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁に対する応援要請

- ① 県は、被災市町からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ② 県は、被災市町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。

④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

被災市町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室	宿直室 (夜間休日)	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777

5 警察本部の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域において、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海峡排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した県、市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

8 他都道府県等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

県、市町等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。

9 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

[参考資料]

- 2 – 1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2 – 2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 2 – 3 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- 2 – 4 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2 – 5 大規模広域の災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2 – 6 防災相互応援協定（岡山県）
- 2 – 7 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町及び県）
- 2 – 8 香川県消防相互応援協定
- 2 – 9 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2 – 10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2 – 11 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2 – 101 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 1 6 – 5 広域航空応援受援マニュアル
- 1 7 – 1 4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

[主な実施機関
　　県（危機管理課）、市町、自衛隊]

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、市町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、次の事項を記載した文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。
ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の情況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。
ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線：地上) ※1		第3部 (防災行政無線：衛星) ※2	
TEL 0877- 62-2311	FAX 0877- 62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581	TEL 037- 466-001	FAX 037- 466-002

※1 防災行政無線電話機による

※2 衛星電話機による

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、市町及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

- (2) 避難の援助

避難指示が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

- (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

- (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

- (5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

- (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

- (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

- (8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

- (9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

- (10) 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行う。

- (11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

- (12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

- (13) 入浴支援

被災者に対して、入浴の支援を行う。

- (14) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣を受ける市町に受入体制を準備させ、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊及び当該市町相互間の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

- (2) 派遣を受ける市町は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。
- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
 - ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

県は、派遣を受けた市町、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、第14旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

[参考資料]

2-1-2 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

第4節 津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

〔 主な実施機関
　　県（危機管理課）、警察本部、市町、高松地方気象台、高松海上保安部 〕

1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

（1）大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害とるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難

				ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

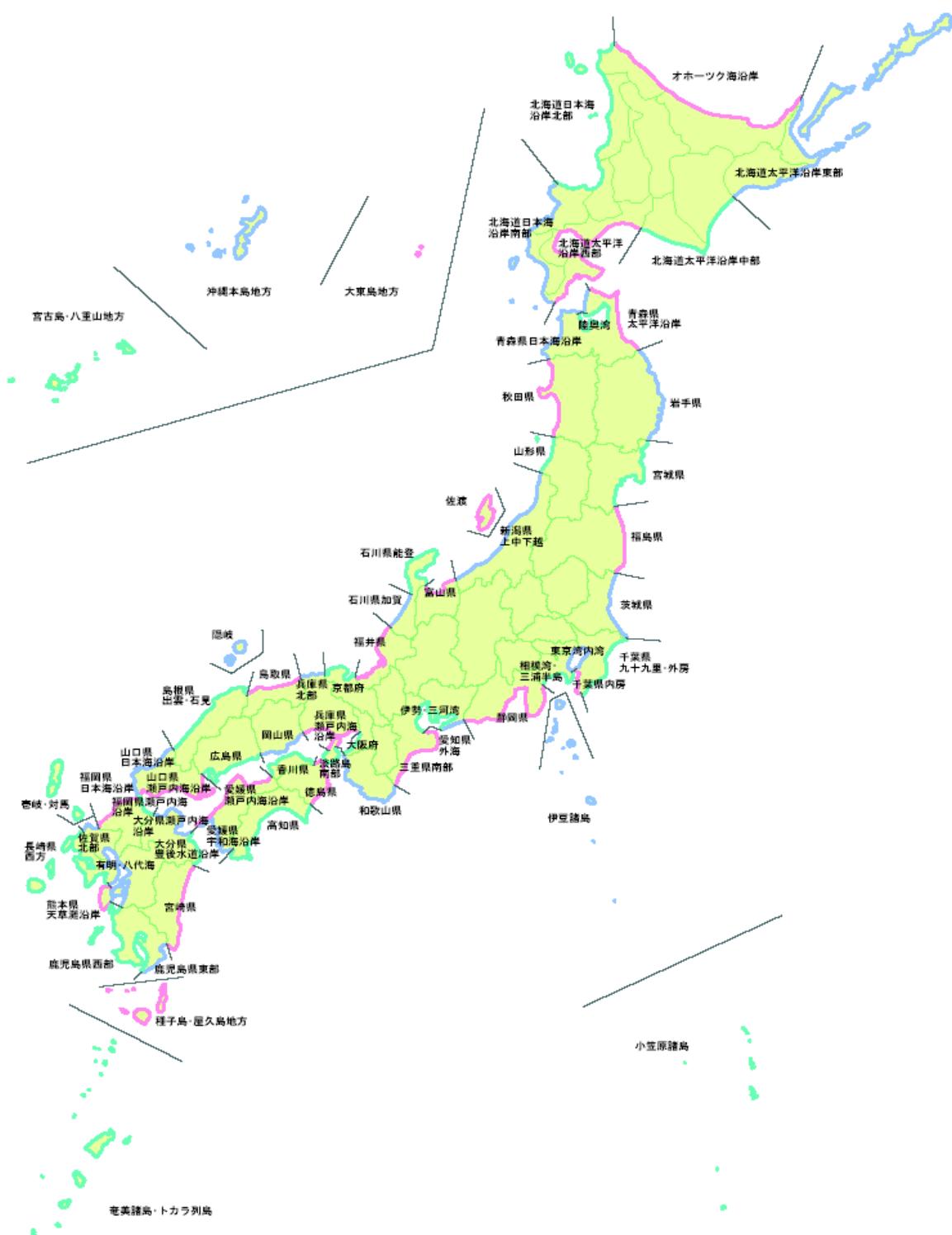
高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

津波予報の発表基準と発表内容

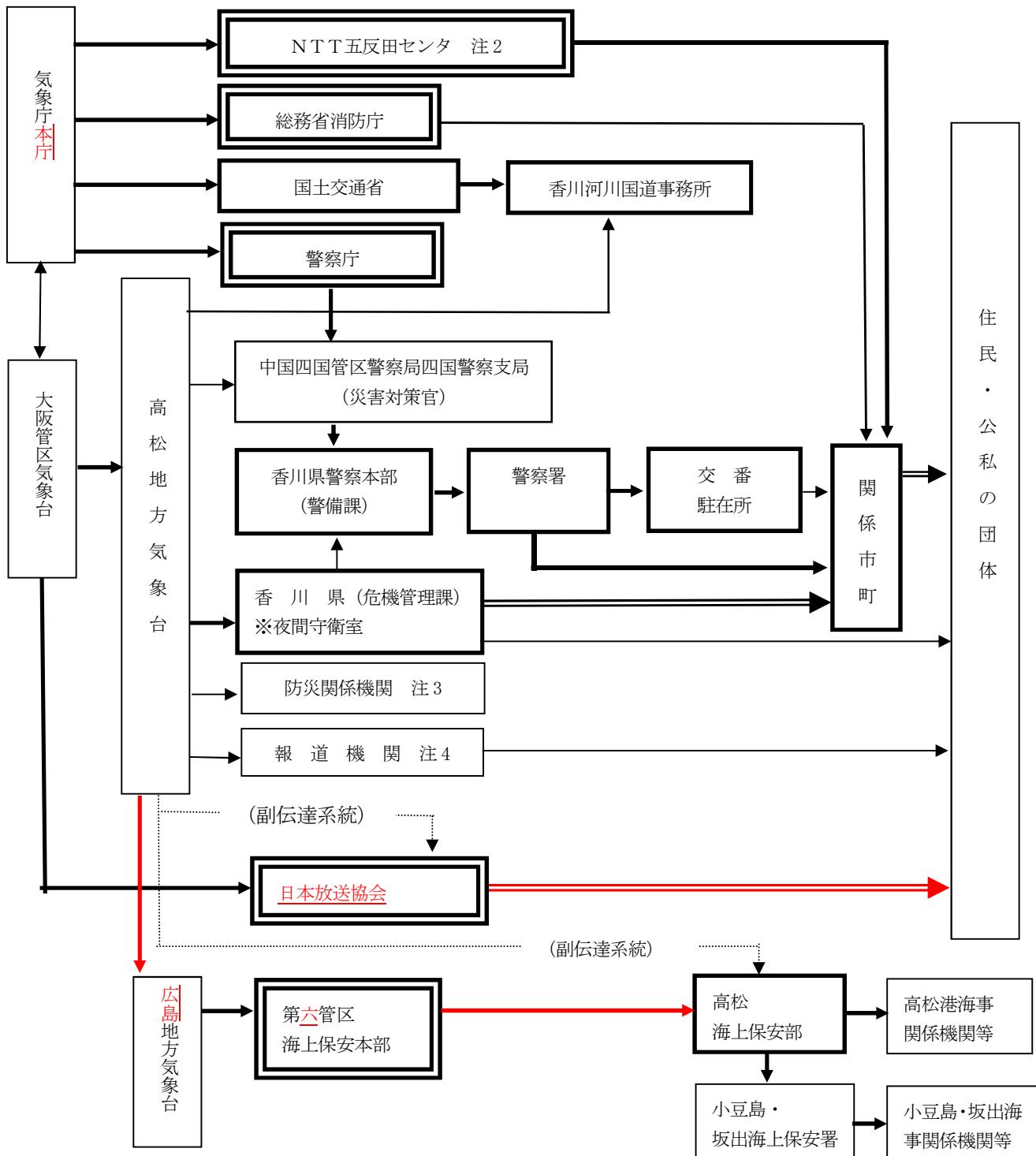
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

【津波予報区】



【津波警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT五反田センタへは、警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
- 5 [] は、伝達中枢である。

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<p>香川県津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ</p> <p>※ XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p> <p>※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<p>主な地点（高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所）における満潮時刻や津波の到達予想時刻</p>
	津波観測に関する情報	<p>沿岸（高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所）で観測した津波の時刻や高さ</p> <p>※ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>※ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>
	沖合の津波観測に関する情報	<p>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ（津波予報区単位）</p> <p>※ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>※ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（※））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

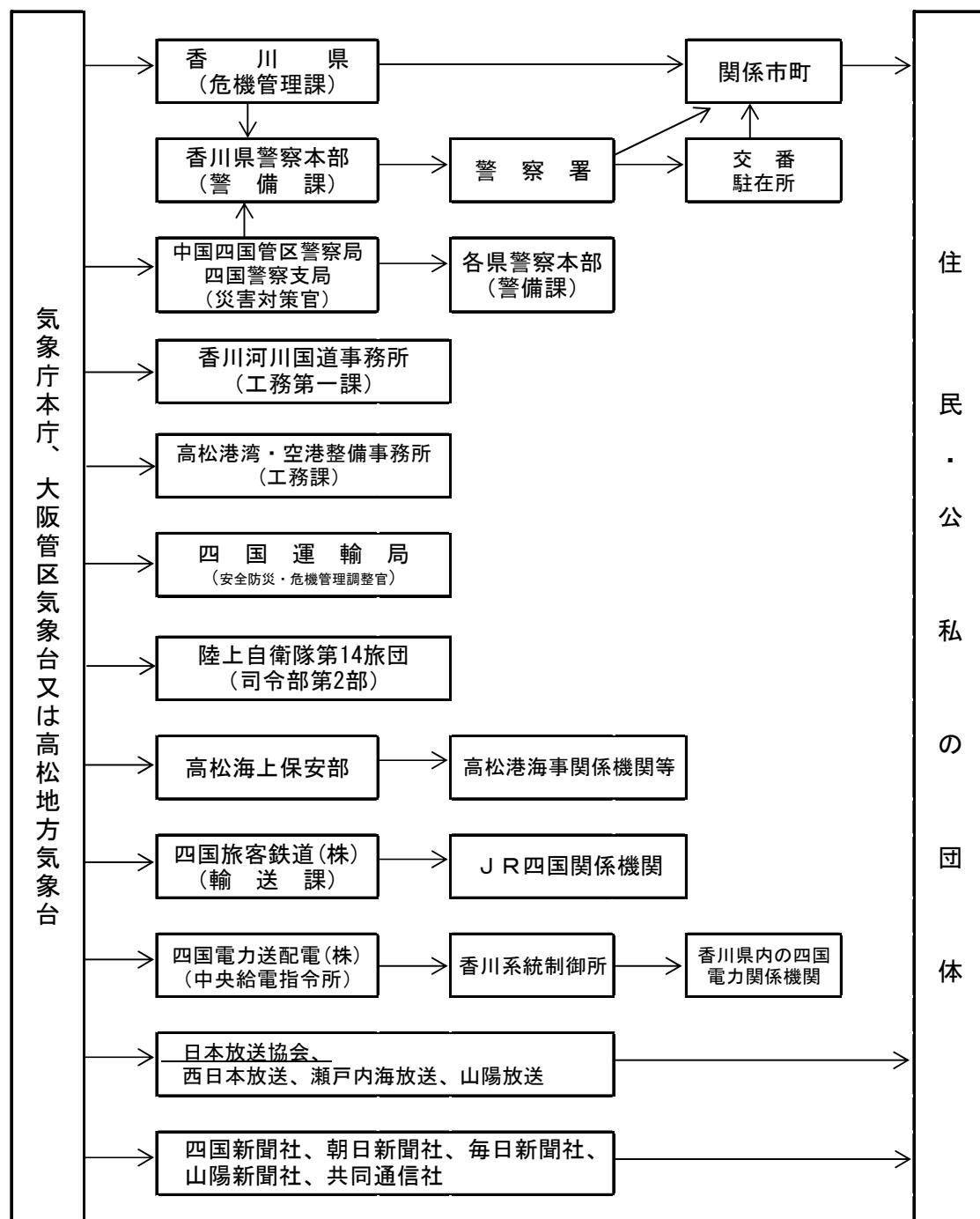
【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所 在 地	所 属
高松(高松検潮所)	高松市北浜町103-1地先	気象庁
坂出市与島港(与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港(多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



(4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する

2 県の情報収集伝達体制等

県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

- (1) 警察本部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安本部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡回船艇により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

4 住民等への伝達等

- (1) 県は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）などを活用し、周知する。
- (2) 沿岸の市町は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、市町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、有線放送、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）などあらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市町に通報する。

この通報を受けた市町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

[参考資料]

- 6－ 6 震度観測点
- 6－ 7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 6－ 8 津波警報受信伝達系統表
- 8－ 1 香川県防災情報システム

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

〔 主な実施機関
　　県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

- ① 県及び市町は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市町は、消防団等の巡回活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等の装備により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

- ① 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。

- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。

- ④ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- ⑤ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び

孤立集落が属する市町に連絡するものとする。また、県及び孤立集落が属する市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

県、市町及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市町に連絡する。
- ② 県は、市町からの情報、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。
- ③ 県、市町及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市町は県に行なうことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物等に係る事故・原子力災害 等

② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

③ 武力攻撃災害即報に該当するもの

④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、当該市町の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ・ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

3 国に対する報告

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条に基づき、県が国（内閣総理大臣）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 県又は市町が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合は同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害による被害に対して国の特別の援助を要するもの。
- ⑤ 災害による被害は当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑥ 地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録したもの。

⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

(2) 報告の方法

① (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

② 消防庁に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

【消防庁連絡先】

	応急対策室、宿直室共（時間問わず）
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036

※：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

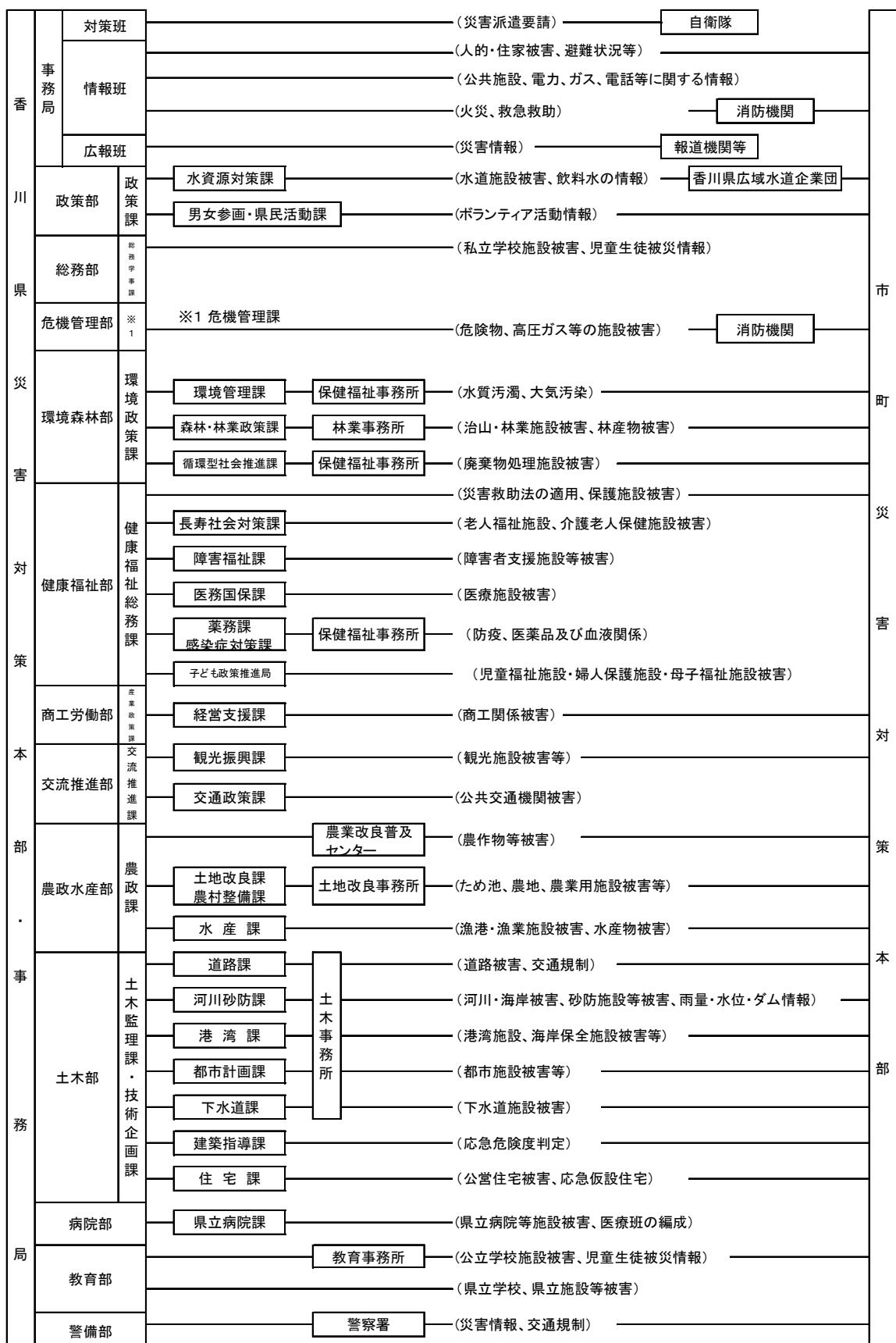
4 被害の認定

市町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

[参考資料]

- 2-126 大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書
- 8-1 香川県防災情報システム
- 17-1 火災・災害等即報要領
- 17-2 災害報告取扱要領
- 17-3 被害報告詳細系統図

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

[主な実施機関
　　県（危機管理課）、市町、防災関係機関]

1 災害時の通信連絡

県、市町及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、県と国及び都道府県との連絡は、加入電話のほか、消防庁の消防防災無線、内閣府の中央防災無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市町又は出先機関との間に直通電話を開設する。

③ 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、陸上移動系無線を使用する。

(2) 県防災情報システムの運用

県、市町及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般的な加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話装置の利用

県及び市町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であ

るときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と市町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

県及び市町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

県及び市町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(10) 市町防災行政無線

市町は、戸別受信機を含む防災行政無線(同報系)等を活用した住民等への情報提供を行うものとする。また、必要に応じ、緊急点検・巡回等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(11) 情報の収集

県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(12) 多様な緊急通報手段

県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 通信施設の応急復旧

県は、県防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

3 最新の情報通信関連技術の導入

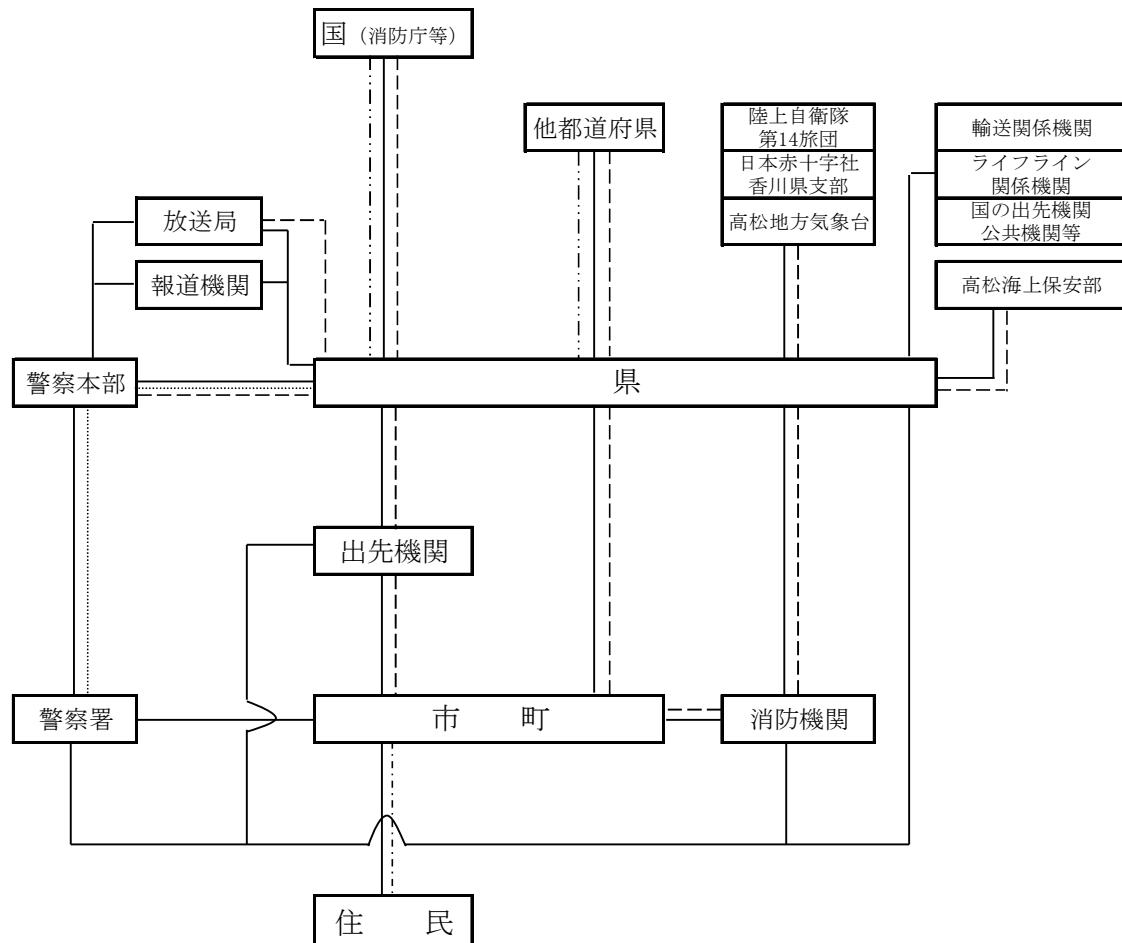
県及び市町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

[参考資料]

- 8-1 香川県防災情報システム
- 8-2 香川県防災行政無線施設
- 8-3 市町防災無線通信施設
- 8-4 香川県警察無線局(防災相互通信用無線)

- 8－ 5 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－ 6 孤立防止用衛星電話装置
- 8－ 7 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 8－ 8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 8－ 9 香川県地方通信ルート

【災害時通信連絡系統図】

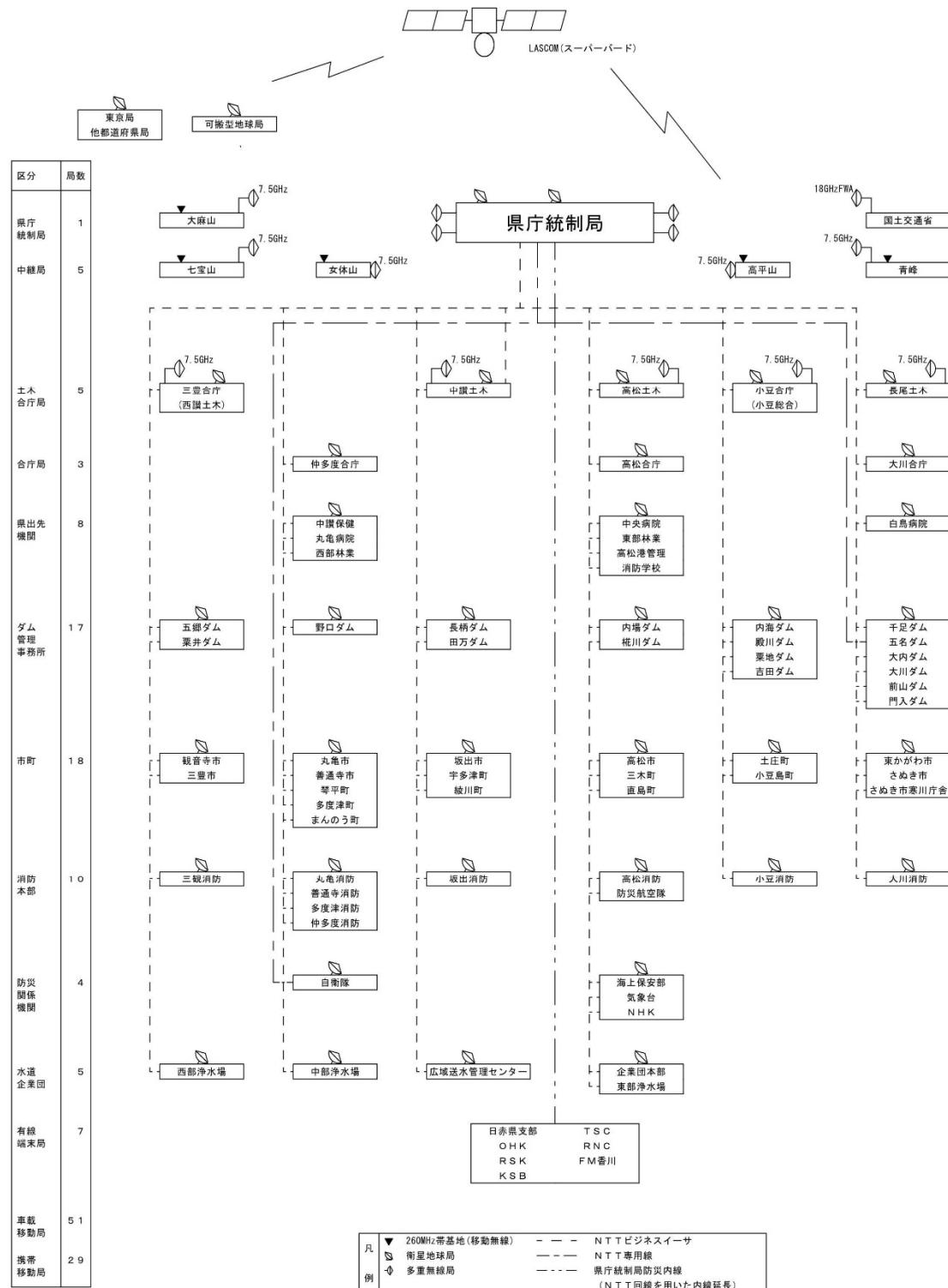


【凡例】

- | | |
|-------|---|
| ----- | 県防災行政無線（N T T専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線） |
| ————— | 電話・F A X（一般的なN T T回線） |
| ----- | 消防防災無線（消防庁等と都道府県を結ぶ回線） |
| | 警察電話（警察の専用回線・無線回線） |
| ----- | 市町防災行政無線（住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。） |

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関する正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

〔 主な実施機関
　　県（広聴広報課、危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 被災者等への広報活動

（1）県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に關係ある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
　ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ ヘリコプター、広報車等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ レアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（2）市町の広報活動

① 広報事項

県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・ 避難指示、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況

- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

県と同様に、次の手段により広報を行う。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・ 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、有線放送、CATV、オフートーク通信等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（市町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 県防災情報システムによるメール配信
- ・ リアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（3）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 国民への広報活動

県、防災関係機関等は、相互に情報交換を行い、被害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱等、国民の必要とする情報について、報道機関等の協力を得て、積極的に広報活動を行うものとする。

3 広聴活動

県、市町及び防災関係機関は、地震発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、県及び市町は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

[参考資料]

- 2-1-3 災害時における放送要請に関する協定
- 2-1-4 緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書
- 2-1-6 災害時における報道要請に関する協定
- 8-1 香川県防災情報システム
- 17-1-0 ケーブルテレビの現況
- 17-1-7 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

〔 主な実施機関
　　県（健康福祉総務課）、市町 〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準I】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上～15,000人〃	40〃
15,000人〃～30,000人〃	50〃
30,000人〃～50,000人〃	60〃
50,000人〃～100,000人〃	80〃
100,000人〃～300,000人〃	100〃
300,000人〃	150〃

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であって、住家が滅失した世帯の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準II】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上～15,000人〃	20〃
15,000人〃～30,000人〃	25〃
30,000人〃～50,000人〃	30〃
50,000人〃～100,000人〃	40〃
100,000人〃～300,000人〃	50〃
300,000人〃	75〃

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であって、当該市町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 数多の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市町は、当該市町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。
- (2) 県は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を当該市町において実施するよう通知する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。
- (4) 市町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

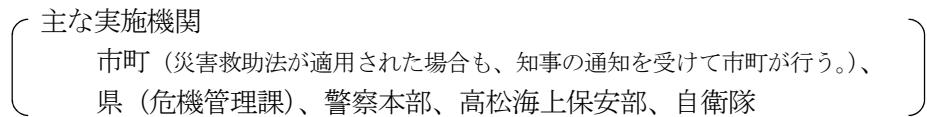
県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

[参考資料]

17-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。



1 市町の活動

- (1) 市町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の搜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市町の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救急救助活動に関し、防災ヘリコプターやドクターへリを効果的に運用する。
- (2) 県は、市町から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。

3 警察本部の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助をする者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の搜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- (1) 津波によって海上に流された者や生死不明の者について、関係機関と協力して、巡視船艇、航空機等によりその搜索救助を行う。
- (2) 市町又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

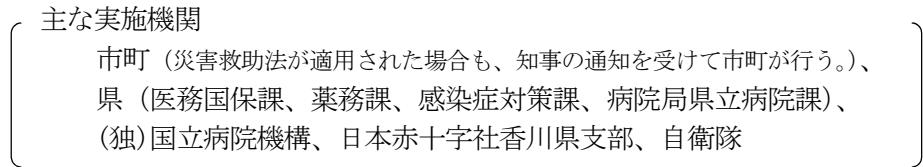
- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

[参考資料]

- 2-3-5 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書
- 2-12-7 災害時等における小型無人機による協力に関する協定

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混亂し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。



1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 市町は、医療救護が必要と認めたときは、市町内の医療機関等の協力を得て医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 市町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMA T指定医療機関、D P A T登録医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県のDMA T等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMA T参集については空路参集を考慮する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、DMA Tの活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 市町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び死体の検査
 - カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
 - キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。
- ② 広域救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入及び処置
 - ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内医療搬送の支援
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 保健医療福祉活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 傷症者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、ドクターへリ又は防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、地震発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
- ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医療機器販売業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般用医薬品の供給について、協力

を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

- ② 県は、市町から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。

また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対して協力を要請するものとする。

6 輸血用血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。

- ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、保有する在庫を踏まえつつ、血液を供給する。

また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、市町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

[参考資料]

- 2-6-9 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書
- 2-7-0 災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣に関する協定書
- 2-7-1 災害時の医療救護に関する協定書・同実施細目（医師会）
- 2-7-2 災害時の医療救護活動に関する協定書（歯科医師会）
- 2-7-3 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書
- 2-7-4 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書
- 2-7-5 災害時の助産師支援活動に関する協定書
- 2-7-6 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書
- 2-7-7 香川D P A Tの出動等に関する協定書
- 2-7-9 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2-8-0 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書
- 2-8-1 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書
- 2-8-2 災害時における医療機器等の供給に関する協定書
- 2-8-3 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ

- 9-1 香川県医療救護計画
- 9-2 災害時の連絡調整体制
- 9-6 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）
- 9-7 (香川県医薬品卸業協会) 災害時用流通備蓄医薬品等リスト
- 9-8 災害時の血液の確保系統図
- 9-9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

〔 主な実施機関
　　県（危機管理課）、市町、高松海上保安部 〕

1 市町の活動

- (1) 市町は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し消防活動を行う。
 - ・ 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ・ 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ・ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ・ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ・ 消防活動に際しては、消防職員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 市町は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町又は消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (2) 県は、市町において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察本部、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、関係市町に連絡する。
- (3) 県は、市町から応援要請を求められたときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- (4) 県は、市町からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町への応援指示を行うものとする。
- (5) 県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行うものとする。

3 高松海上保安部の活動

高松海上保安部は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動を行う。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、消防機関と連携し消火活動を行う。

4 住民等の活動

- (1) 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

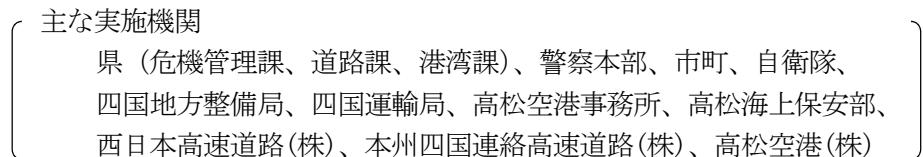
5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。



1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し、緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 県は、自ら利用する車両等が不足する場合、又は市町等から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保するものとする。
 - ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
 - ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
 - ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
 - ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (3) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。なお、自動車運送事業

者に係るものにあっては、香川運輸支局を通じて措置する。

- (4) 高松空港事務所は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。
- (5) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- (6) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 県は、市町及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 県民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、市町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化岸壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

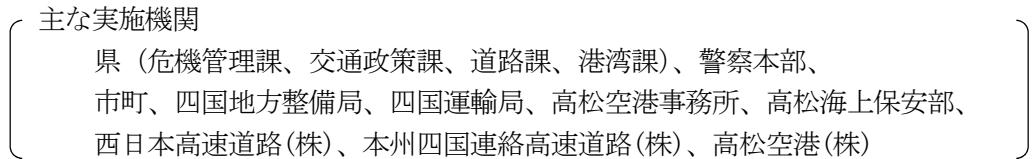
[参考資料]

第2章第9節 緊急輸送路図

- 2-3-1 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2-3-2 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2-6-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-6-2 大規模災害時における人員の輸送等に関する協定書
- 2-6-3 大規模災害時における船舶輸送に関する協定書
- 2-6-4 災害時における船舶による輸送等に関する協定書
- 2-6-5 災害時における遊漁船による輸送等に関する協定書
- 2-6-6 災害時における小型船による輸送等に関する協定書
- 2-9-9 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書 ((一社)香川県建設業協会)
- 2-10-1 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書 (四国地方整備局)
- 13-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

第13節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。



1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、地震が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

なお、県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知するものとする。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、

道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混亂の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

① 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

③ 県は、道路管理者等である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

② 速やかな移動が困難な場合は、車両ができる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

① 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間で緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交

付する。

- ② 県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の安全確保

(1) 情報収集

県は、市町、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の耐震岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

- ② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

- ③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

- ④ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

- ⑤ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

- ⑥ 高松海上保安部、県及び市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めるものとする。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

(1) 大阪航空局は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機を含め高松空港の利用調整を行うことができる。

- ② 高松空港及び離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時の緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。

- ③ 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて、緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。
 - ④ 場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応を行う。
- (2) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。
- (3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

また、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

[参考資料]

- 2-3-3 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
 - 2-101 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
 - 2-107 大規模災害発生時における相互協力に関する協定（西日本高速道路（株））
 - 2-108 大規模災害発生時の道路啓閉に関する協定
 - 2-109 災害時等における相互協力に関する協定（本州四国連絡高速道路（株））
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第14節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
県（危機管理課）、警察本部、高松海上保安部、自衛隊

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失すことなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。さらに、市町は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（避難指示の発令対象区域の設定例）

大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	市町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のために必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町は県に報告)
	知事			市町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のために必要があると認めるときで、市町長が指示できないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者			洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	知事又はその命を受けた職員	水防法 第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	地すべり等防止法 第25条	地すべりについて	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
		警察官職務執行法 第4条	災害全般について	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)	

	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)
--	-------------------	----------	----------	--------------------------	-------------------------------------

2 避難指示の内容及び周知

- (1) 市町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難指示の周知を行う。
- ・ 避難を必要とする理由
 - ・ 避難の対象となる地域
 - ・ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - ・ 避難経路
 - ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 市町が避難指示を発令する際は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、CATV、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。
- なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (3) 市町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 災害発生により、市町が事務を行うことができなくなった場合は、市町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難指示の情報を配信するものとする。
- (5) 市町は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 県民は、市町が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導

- (1) 市町は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。
- また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
- なお、消防職員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。
- (2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (3) 県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。
- なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に

対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- ・ 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難するものとする。
- ・ 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- ・ 高齢者、障害者など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- ・ 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定避難所の開設

- (1) 市町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡回等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。
- (2) 市町は、地震や津波により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
市町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。
ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (5) 市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。
市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるするものとする。
- (7) 県は、県が管理する施設を指定避難所として開設する際に協力するとともに、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

6 指定避難所の運営

- (1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を

有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (2) 市町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 市町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) 市町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市町の職員を配置するものとする。
また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

7 指定避難所外避難者等への配慮

市町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中泊避難者を含む指定

避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

8 広域避難

- (1) 市町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

9 広域一時滞在

- (1) 被災市町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市町に代わって行い、また、被災市町からの要求を待つことまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。

[参考資料]

- 2-8-5 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人福祉施設協議会）
- 2-8-6 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人保健施設協議会）
- 8-1 香川県防災情報システム
- 14-1 指定緊急避難場所一覧
- 14-2 指定避難所一覧

第15節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災者のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関

市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊

1 食料の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、県内市町における備蓄量について、上記と同様に把握する。
- (4) 県は、市町から要請があったとき、又は、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (5) 県は一次（広域）物資拠点を、市町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (6) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。
- (10) 市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 炊き出しその他のによる食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他のによる食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等

① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。

② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

④ 飲料水（ペットボトル等）

(3) 炊き出しの実施

① 市町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

② 市町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。

- ・ 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
- ・ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
- ・ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対して協力を要請する。
- ・ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
- ・ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

2-3-7 米穀の調達に関する協定書

2-3-8 災害発生時における食料の調達に関する協定書

2-3-9 災害時における麺類の調達等に関する協定書

2-4-0 災害時における飲料水の調達に関する協定書

2-4-2 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書

2-4-3 生活必需物資の調達に関する協定書

2-4-4 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書

2-4-5 災害救助物資の供給等に関する協定書

2-4-6 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

2-4-7 災害時における物資供給に関する協定書

2-4-8 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書

2-4-9 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書

2-5-0 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書

2-12-0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

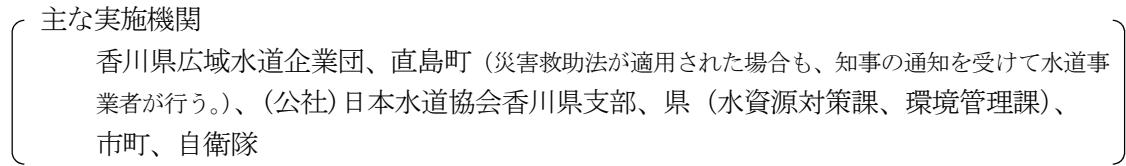
11-1 災害対策用物資の備蓄状況

11-2 生活必需物資等の備蓄状況

11-3 生活必需物資等の調達方法

第16節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災者のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。



1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 净水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と被害状況を共有するとともに、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 自ら飲料水を確保する市民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。
- (3) 市町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。
 - ② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。また、町は自ら飲料水を確保する市民に対して、県と連携して衛生上の注意を広報する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の

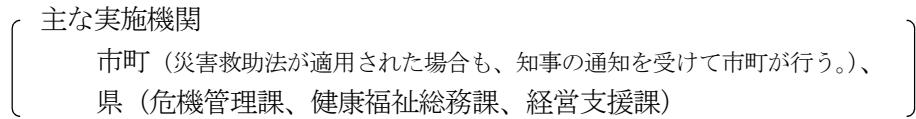
解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

12-1 水道の整備状況一覧

第17節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災者のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。



1 生活必需品等の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、県内市町における備蓄量について、上記と同様に把握する。
- (4) 県は、市町から要請があったとき、又は、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋を努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (5) 県は一次（広域）物資拠点を、市町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (6) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 県及び市町は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 地震によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

① 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
② 外衣	洋服、作業着、子供服等

- ③ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
 - ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
 - ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
 - ⑥ 食器 茶碗、皿、はし等
 - ⑦ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等
 - ⑧ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等
- (3) 市町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-4-3 生活必需物資の調達に関する協定書
 - 2-4-4 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
 - 2-4-5 災害救助物資の供給等に関する協定書
 - 2-4-6 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
 - 2-4-7 災害時における物資供給に関する協定書
 - 2-4-8 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
 - 2-4-9 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書
 - 2-5-2 災害時における物資の優先供給に関する協定書
 - 2-5-3 災害発生時における物資供給に関する協定
 - 2-5-4 災害時における物資の調達等に関する協定書
 - 2-5-5 災害時における物資供給に関する協定
 - 2-5-6 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書
 - 2-5-7 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
 - 2-120 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するため、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。



1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、市町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 市町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時の予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- (9) 市町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

県は、必要に応じ、以下の保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

(1) 健康相談等

- ① 県は、市町、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ・ 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - ・ 助産師等による妊娠婦への保健指導
 - ・ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
 - ・ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

② 県は、市町と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

① 県は、市町、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- ・ 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- ・ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ・ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ・ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ・ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

① 県は、市町や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ・ 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ・ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ・ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ・ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ・ その他必要な栄養相談・指導

② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療福祉活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

3 食品衛生対策

県は、市町及び（公社）香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

(1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。

(2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。

(3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行う。

- ・ 救援食品の衛生的取扱い
- ・ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ・ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ・ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て

原因を究明する。

[参考資料]

- 10-1 防疫活動組織計画
- 10-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 10-3 栄養相談・指導活動体系図
- 10-4 精神保健活動体系図
- 10-5 精神科医療機関

第19節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関
〔 県（環境管理課、循環型社会推進課、建築指導課）、市町 〕

1 処理体制

- (1) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 県は、市町が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、必要に応じて県有未利用地等を提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市町の廃棄物処理活動に協力するものとする。
- (4) 県は、被災した産業廃棄物処理施設の被害状況等について把握し、必要に応じて他の都道府県や関係団体と連携を取り、広域的処理を含め、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう事業者に対し調整及び指導監督を行う。

2 処理方法

- (1) ごみ処理
 - ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
 - ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
 - ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
 - ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
 - ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- (2) し尿処理
 - ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう必要に応じて速やかに仮設トイレを設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。
このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておくものとする。
 - ② し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
 - ③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
 - ④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- (3) 産業廃棄物処理
 - ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他

の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。

- ② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (3) 県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 県民への周知

県及び市町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 県及び市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 県及び市町は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

[参考資料]

- 2-121 災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書
- 2-123 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
- 2-124 災害時における廃棄物収集運搬に係る協定書
- 10-7 香川県災害廃棄物処理計画
- 10-8 一般廃棄物処理施設
- 10-9 一般廃棄物収集運搬車両

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

主な実施機関
〔 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
　　県（危機管理課、生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部 〕

1 遺体の搜索

- (1) 市町は、地震により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索に当たっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- (1) 市町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 市町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 市町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 市町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 市町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 県は、火葬場の斡旋等について市町から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。また、市町から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。

[参考資料]

- 2-9-5 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定
- 2-9-6 災害時における遺体の搬送の協力に関する協定
- 2-9-7 災害時における協力に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会）
- 2-9-8 死体の身元確認等における協力体制に関する協定書
- 10-10 香川県広域火葬計画
- 10-11 火葬場一覧

第21節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るために応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

〔 主な実施機関
　　県（住宅課）、市町 〕

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市町と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市町ごとの全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理について、市町に委託する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。

(1) 応急修理の内容

①雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。

②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

応急修理の対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。

(3) 修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

②居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(6) 体制の整備

県は住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう、建築職員の育成を図るものとする。

3 障害物の除去

(1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

4 公営住宅の特例使用

県及び市町は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市町に会員業者の情報を提供する。

また、市町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

- 2-110 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)香川県建設業協会)
- 2-111 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)全国木造建設事業協会)
- 2-112 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)日本木造住宅産業協会)
- 2-113 災害時における応急仮設住宅の付帯設備に関する協定書
- 2-114 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書
- 2-115 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書
- 2-116 災害時における住宅の早期復興にむけた協力に係る協定書
- 2-117 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

第22節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動搖等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

〔 主な実施機関
　　警察本部、高松海上保安部 〕

1 陸上における防犯

警察本部は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 海上における防犯

高松海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うものとする。

第23節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関
　　県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合
　　地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。
 - ② 在校時外の場合
　　登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
 - ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう

努める。

- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、津波により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

- (1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 県及び市町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講じる。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (3) 管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中止等の措置を講じる。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中止等の措置を講じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

県及び市町は、治山施設、林道施設について、地震発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。

9 空港施設

- (1) 高松空港事務所及び高松空港(株)は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所及び高松空港(株)と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

県及び市町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

- (1) 県又は高松市は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。
- (2) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

12 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、県、市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用に努める。

また、県、市町等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

13 海域関連施設

津波により大量のごみや流木が海に流れ出たときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理で
きるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行う。

[参考資料]

- 2-9-9 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書 ((一社)香川県建設業協会)
- 2-10-0 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書 ((一社)香川県測量設計業協会)
- 2-10-1 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ (四国地方整備局)
- 2-10-2 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書 (四国地方整備局)
- 2-10-3 災害発生時における技術士支援活動に関する協定書
- 2-10-4 災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書
- 2-10-5 被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ
- 2-10-6 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、地震によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力（株）香川支店、四国電力送配電（株）高松支社、中国電力（株）岡山支社、中国電力ネットワーク（株）、四国ガス（株）高松支店、NTT西日本（株）香川支店、（株）NTTドコモ四国支社

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ・ 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想されるときは又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、電源を確保するとともに、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。

- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設

- (1) 水道事業者及び工業用水道事業者は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (4) 県及び市町は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。
- (5) (独)水資源機構は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。
- (6) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 下水道施設

県及び市町は、地震が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 県及び市町は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示するものとする。

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関
〔 県（森林・林業政策課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）、市町 〕

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県は、被害の実態に応じて、市町、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- (2) 県は、県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努めるものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市町、畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じて家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対して、風倒木の円滑な搬出、森林病害虫等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 県は、市町、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第27節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関
〔 県（環境管理課、森林・林業政策課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）、
市町、香川労働局 〕

1 土砂災害対策

県及び市町は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

また、市町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

- (1) 市町は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に市町の活動を支援する。
その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- (2) 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- (3) 県、(高松市内においては) 高松市及び香川労働局は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる、石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。
- (4) 市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 高潮、波浪等の対策

県、市町等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、市町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策

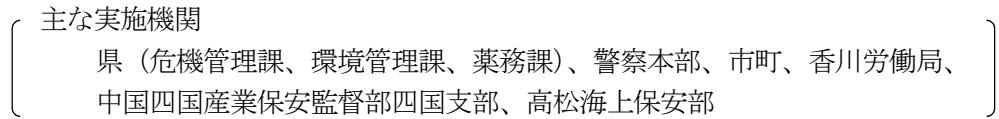
県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散による環境汚染を防止するため、必要に応じて、大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査を行うとともに、その結果に基づき、大気汚染、水質

汚濁の発生源である事業者に対して、有害物質の漏洩及び石綿の飛散の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるよう指導、助言を行う。

また、必要に応じて、市町を通じて、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。



1 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

2 県の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市町等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報収集を行う。

3 警察本部の応急対策

- (1) 地震に伴い危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

4 高松海上保安部の応急対策

- (1) 地震により危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (4) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

5 香川労働局の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 労働災害発生の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所等へ関係者以外の立ち入ることを禁止するために必要な指導を行う。
- (3) 作業再開について労働災害防止のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

6 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、事業所に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。

7 市町の応急対策

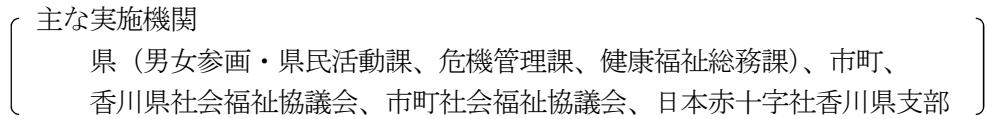
- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 被害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

5－6 石油基地防災計画

第29節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。



1 受入体制の整備

- (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと被災した市町の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (4) 市町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (5) 県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ・ 災害ボランティア情報の収集、発信

- ・ ボランティアと県等との連絡、調整
- ・ 活動資材の調整
- ・ 災害ボランティアセンターへの支援
- ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
- ・ 被災地へのボランティアの派遣
- ・ ボランティア情報の収集、発信
- ・ ボランティアと市町等との連絡、調整
- ・ ボランティアへの対応
- ・ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

[参考資料]

2-129 香川県災害ボランティア支援センターの設置・運営等に関する協定書

第30節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、県、市町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった、要配慮者の事情から生ずる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関
　　県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、
　　障害福祉課）、市町

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 県は、難病患者への対応のため、市町と連携を図る。
- (3) 市町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 県及び市町は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 県及び市町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市町からの報告に基づき、外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 市町は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 県及び市町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWATを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応

- ④ 介護を要する者への応急的な支援
- ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

県及び市町は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとする。

- ・ 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- ・ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- ・ おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- ・ 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- ・ 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- ・ 医療福祉等総合相談窓口の設置
- ・ 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

[参考資料]

- 2-77 香川D P A Tの出動等に関する協定書
- 2-78 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書
- 2-85 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(香川県老人福祉施設協議会)
- 2-86 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(香川県老人保健施設協議会)
- 2-128 香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

第31節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

県は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関
　　県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、
　　市町、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、市町と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

[参考資料]

- 2-9-3 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書
- 2-9-4 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

主な実施機関
〔 県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、市町、四国地方整備局 〕

1 水防活動

- (1) 県及び市町は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動についてすみやかに定めるものとする。
- (2) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市町が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (3) 市町は、津波災害の発生が予想されるときは、(1)で定める水防計画により水防体制をとるものとする。
- (4) 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (5) 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (6) 津波に係る水防活動にあたっては、避難誘導等にあたる者の避難時間を確保したうえで、活動を実施するものとする。